

議 第 8 2 号

歯 科 保 健 推 進 会 議 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定
に つ い て

本 市 歯 科 保 健 推 進 会 議 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 下 記 の と お
り 制 定 す る も の と す る 。

令 和 6 年 （ 2 0 2 4 年 ） 9 月 5 日 提 出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新 潟 県 柏 崎 市 歯 科 保 健 推 進 会 議 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
新 潟 県 柏 崎 市 歯 科 保 健 推 進 会 議 設 置 条 例 （ 平 成 2 5 年 条 例 第 3 8 号 ）
の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

附 則 中 第 4 項 を 第 5 項 と し、 第 3 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

（ 委 員 の 任 期 の 特 例 ）

- 4 令 和 7 年 4 月 1 日 から 令 和 1 0 年 3 月 3 1 日 ま で に 委 嘱 さ れ る 委
員 の 任 期 は、 第 4 条 の 規 定 に か か わ ら ず、 令 和 1 0 年 3 月 3 1 日 ま
で と す る 。

附 則

こ の 条 例 は、 令 和 7 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

新潟県柏崎市歯科保健推進会議設置条例（平成25年6月18日条例第38号）

改正後		改正前
附 則 1～3（略） <u>（委員の任期の特例）</u> 4 令和7年4月1日から令和10年3月31日までに委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。	（特別職の職員で非常勤のもの、報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正） 5（略）	附 則 1～3（略）
		（特別職の職員で非常勤のもの、報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正） 4（略）